

施設園芸等燃料価格高騰対策

- **燃料価格**は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。特に**施設園芸等**は、経営費に占める**燃料費の割合が極めて高く**、燃料価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、より**燃料価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要**。
- 経営の転換に取り組む産地に対しては、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する**セーフティネットの構築を支援**。

< 目的と基本的な仕組み >

施設園芸等燃料価格高騰対策の目的

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

施設園芸農家 3 戸以上又は農業従事者 5 名以上で構成する農業者団体等

基本② 省エネルギー等対策推進計画

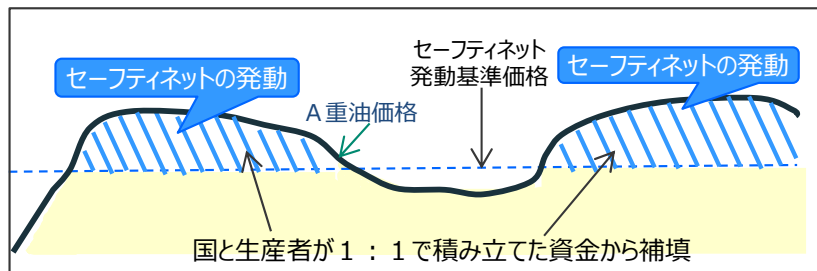
支援対象者は、3 年間で燃料使用量の 15% 以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

※ 初めて取り組む場合は 3 年間で 10a 当たり燃料使用量を 15% 以上削減、2 期目以降に継続して取り組む場合は、3 年間で 10a 当たり燃料使用量を更に 15% 削減又は、**単位生産量当たり燃料使用量を 15% 以上削減する目標**（収量増で達成可能）を立て、計 30% 以上の省エネに取り組む。

計 30% 以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

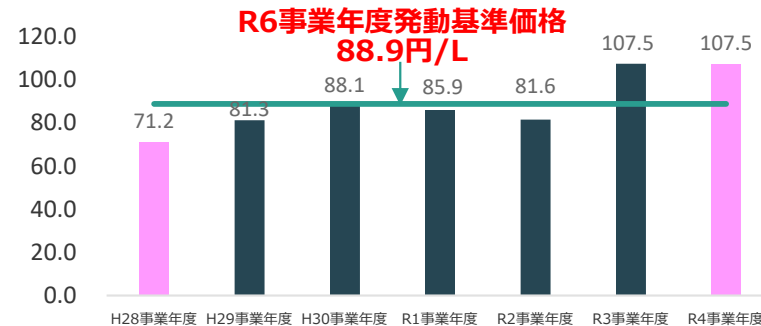
- ① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃料購入数量を設定して補填積立金を納入（国と生産者が 1 : 1 で積み立て）。
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。



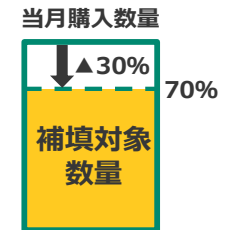
< 施設園芸セーフティネット構築事業の対策のポイント >

【ポイント 1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去 7 年間の A 重油価格のうち最高値 1 年分と最安値 1 年分を除いた 5 年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の 70% 補填対象数量とする。



※ 補填金 = 補填単価 × 当月購入数量の 70%
補填単価 = 発動基準価格との差額
(R6 事業年度) = 価格 - 88.9 円/L

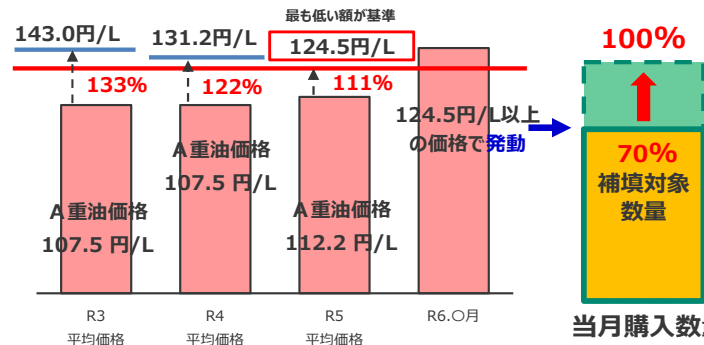


【ポイント 2】低温特例措置

当月の気温が平年気温を下回った場合、段階的に補填対象数量を引き上げ。

【ポイント 3】急騰特例措置

燃料価格が、前年加温期間の平均価格より 11% 以上高騰し、かつ、7 中 5 平均の価格を上回った場合、補填対象数量を 100% に引き上げ。
(2 年前の 22%、3 年前の 33% 上昇時も発動)



【ポイント 4】省エネ加速化特例措置

※ 令和 9 事業年度まで

ヒートポンプ等の省エネ機器を導入し、かつ 3 年間で化石燃料の使用量の 50% 以上の削減に取り組む場合、補填対象数量(※)を 70% から 100% に引き上げ

省エネ加速化特例… 補填単価 × 燃料購入数量(※) × 100%
※ 基準量の 50% の数量まで

